

春先は火災に要注意！

雪解けが進むこの時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい環境になります。

タバコのポイ捨てや不始末での火災も依然として多く発生しています。また、ゴミ焼却は法律で禁止されているので絶対にやめましょう。ゴミ焼却が山火事につながる事例が多く発生しているので注意しましょう。

さらに、放火による火災も全国的に発生しています。家の掃除で出た燃えやすい物や、施錠されていない物置は「放火犯」に狙われやすい傾向にあるので、家のまわりの整理整頓やゴミステーションの管理等を行い、近隣の方と協力して地域ぐるみで放火防止対策をするようお願いいたします。

問い合わせ先

津別消防署
☎76-2189

風雪等による 消防の対応について

消防署では毎年、強風による屋根トタンなどの飛散危険に対する出動があります。

募集



陸・海・空自衛隊 募集

幹部候補生（一般）

応募資格

22歳以上26歳未満（20歳以上22歳未満は大卒（見込含））、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満

受付期間

6月6日（金）まで

試験日（筆記試験）

6月14日（土）

試験場所

帯広市、北見市、釧路市

自衛官候補生

応募資格

18歳以上33歳未満

受付期間

年間を通じて行っています。

試験日

7月21日（月）

試験場所

帯広市

問い合わせ先

自衛隊帯広地方協力本部
北見地域事務所

☎0157-23-6826
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/obhiro/>



町民の人命に危険が及ばないよう、トタンを固定するなどの最低限の対応しかできませんので、普段から建物の維持管理をよろしく願います。

問い合わせ先

津別消防署
☎76-2189

課・係の新設について

4月1日より、住民企画課にあった「税務収納係」と「財政係」は新設した税務財政課となりました。これにより、税や財政に関する業務は同課が担当します。

また、住民企画課には新たにふるさと納税係を新設。ふるさと納税に関するお問い合わせは、こちらの係が担当します。

窓口の番号は左記のとおりです。

企画係 14-1番
ふるさと納税係 14-2番

問い合わせ先

企画係 14-1番窓口
☎76-8374

北海道版歯科衛生士バンク登録者募集

北海道では、北海道版歯科衛生士バンク事業を行っており登録者を募集しています。

対象者

北海道内に居住する歯科衛生士の資格を持つ方

費用

登録費用はかかりません。ご登録いただくと、道が行う歯科に関する研修会やイベント等をはじめ、市町村の歯科保健事業に関する歯科衛生士の求人情報等をメール等で配信します。ぜひ多くの方のご登録をお願いします

問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
☎011-204-5257



太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。



補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること（中古品は対象外です）
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用



補助金の額

設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第2位未満は四捨五入）に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387

木質ペレットストーブ購入補助費のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和8年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額

○ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/shigoto_sangyo/saiseienergy/4/1592.html
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

※ 補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



問い合わせ・申請先 再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387